

■移管後の通行料金

別表

1. 日時

平成25年7月1日(月)午前0時～

2. 内容

(1)通常料金

【凡例】

現行料金		移管後の料金				仙台東		名取	
軽自動車等		軽自動車等							
普通車		普通車							
中型車		中型車							
大型車		大型車							
特大車		特大車							
				今泉		100	100	100	100
						150	150	100	100
						150	150	100	100
						250	250	150	150
						400	400	300	300
				長町		100	100	200	200
						150	100	250	200
						200	150	300	250
						250	200	400	350
						400	300	700	600
				山田		300	200	400	350
						350	250	500	450
						400	250	600	500
						600	350	1,100	700
						950	600	1,750	1,200
				仙台宮城		650	500	850	700
						750	650	1,050	850
						800	650	1,150	900
						1,100	850	1,600	1,200
						1,800	1,450	2,600	2,050
				村田		850	700	1,050	900
						1,000	900	1,300	1,100
						1,100	950	1,450	1,200
						1,550	1,300	2,050	1,650
						2,450	2,100	3,250	2,700

(2)ETC時間帯割引料金

◆ 通勤割引・深夜割引(0時～4時):50%割引

			仙台東	名取
			50	50
		今泉	100	50
			100	50
			150	100
			200	150
	長町	50	100	100
		50	150	100
		100	200	150
		100	250	200
		150	350	300
山田	100	150	200	200
	150	200	300	250
	150	200	300	250
	200	300	450	400
	300	450	650	600
仙台宮城	300	350	400	400
	350	400	500	450
	350	400	500	450
	450	550	700	650
	750	900	1,100	1,050
村田	400	450	500	500
	500	550	650	600
	500	550	650	600
	650	750	900	850
	1,050	1,200	1,400	1,350

【凡例】

軽自動車等
普通車
中型車
大型車
特大車

◆ 休日特別割引:50%割引

			仙台東	名取
			50	50
		今泉	100	50
			100	100
	長町	50	150	100
		50	150	100
山田	100	150	200	200
	150	200	300	250
仙台宮城	300	350	400	400
	350	400	500	450
村田	400	450	500	500
	500	550	650	600

【凡例】

軽自動車等
普通車

◆ 平日昼間割引・深夜割引(平日4時～6時・20時～24時):30%割引

			仙台東	名取
			50	50
			100	50
			100	50
			200	100
			300	200
			50	100
			50	100
			100	150
			150	200
			200	250
			500	400
山田	150	200	250	250
	200	250	350	300
	200	300	400	350
	250	400	600	500
	400	650	950	850
仙台宮城	400	450	500	500
	450	500	600	550
	450	550	650	600
	600	750	950	850
	1,050	1,250	1,550	1,450
村田	500	550	600	600
	650	700	800	750
	650	750	850	800
	900	1,050	1,250	1,150
	1,500	1,700	2,000	1,900

【凡例】

軽自動車等
普通車
中型車
大型車
特大車

3. ETCマイレージサービス

仙台南部道路の1回のご利用ごとに100円につき1ポイント付与します。

4. その他

7月1日(月)前後における通行料金の取り扱い

出口料金所の通過時刻が平成25年7月1日(月)午前0時以降の場合に、移管後の通行料金が適用となります。